

3 知事は、里山整備利用地域として認定を受けた里山について、地域住民等による自発的な活動が行われていない等の理由により、里山整備利用地域として認定しておくことが適当でないと認めるときは、里山整備利用地域としての認定を取り消すことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該里山整備利用地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

(里山利用協定)

第27条 里山整備利用地域を管轄する市町村長は、里山の整備及び利用を促進するため、里山整備利用地域に係る森林所有者と里山の整備又は利用を希望する団体等による里山の利用に関する協定（以下この条及び次条において「里山利用協定」という。）の締結が促進されるよう情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村長は、里山利用協定の締結を促進するため、里山整備利用推進協議会に協力を要請することができる。

3 県は、里山利用協定の締結を促進しようとする市町村を支援するため、里山の整備又は利用を希望する団体等に係る情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、里山利用協定の締結を促進するため、里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動の状況、里山利用協定の締結の状況等についての広報を積極的に実施するものとする。

(里山の整備及び利用に関する活動に対する支援)

第28条 県は、里山利用協定による活動、里山整備利用推進協議会

の活動その他里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動を促進するため、市町村と連携して、里山において自発的な活動をしようとする地域住民等に対して、助言、講習会の開催、情報の提供その他必要な支援措置を講ずるものとする。

第5章 補則

(補則)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章から第6章までの規定は、平成17年1月1日から施行する。

林政課

告示

長野県告示第561号

平成16年10月8日成立した平成16年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

平成16年度長野県一般会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	1974億 9958万 8千円	27億 6732万 3千円	2002億 6691万 1千円
7 分担金及び負担金	48億 4553万 円	400万 円	48億 4953万 円
9 国庫支出金	1352億 2891万 9千円	3899万 5千円	1352億 6791万 4千円
10 財産収入	19億 7285万 4千円	3億 2865万 円	23億 150万 4千円
11 寄付金	5024万 円	1000万 5千円	6024万 5千円
12 繰入金	343億 8625万 5千円	1億 3039万 1千円	345億 1664万 6千円
14 諸収入	830億 8012万 6千円	473万 円	830億 8485万 6千円
15 県債	950億 7700万 円	5300万 円	951億 3000万 円
歳入合計	8765億 4616万 3千円	33億 3709万 4千円	8798億 8325万 7千円

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	13億 5293万 3千円	8410万 円	14億 3703万 3千円
2 総務費	382億 6856万 9千円	7931万 5千円	383億 4788万 4千円
3 民生費	676億 4200万 7千円	3719万 6千円	676億 7920万 3千円
4 衛生費	202億 5943万 8千円	1140万 円	202億 7083万 8千円
5 労働費	44億 8500万 2千円	9601万 4千円	45億 8101万 6千円
6 生活環境費	57億 6828万 8千円	500万 円	57億 7328万 8千円
7 農林水産業費	565億 1905万 4千円	5279万 2千円	565億 7184万 6千円

8 商工費	714億 2970万 7千円	3億 5765万 4千円	717億 8736万 1千円
9 土木費	1301億 6073万 1千円	24億 1263万 7千円	1325億 7336万 8千円
10 警察費	428億 5197万 9千円	4335万 7千円	428億 9533万 6千円
11 教育費	1964億 653万 4千円	2062万 9千円	1964億 2716万 3千円
14 諸支出金	619億 7755万 円	1億 3700万 円	621億 1455万 円
歳出合計	8765億 4616万 3千円	33億 3709万 4千円	8798億 8325万 7千円
2 繰越明許費			
雪寒対策道路費ほか21件		金額	55億 6032万 4千円
3 債務負担行為補正		限度額	445万 5千円
農作物等災害経営支援利子助成			
4 地方債補正		限度額	5300万 円
砂防事業費ほか1件			
			平成16年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算補正			
(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	19億 559万 4千円	3億 6743万 4千円	22億 7302万 8千円
歳入合計	117億 5038万 5千円	3億 6743万 4千円	121億 1781万 9千円
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	89億 7679万 1千円	3億 6743万 4千円	93億 4422万 5千円
歳出合計	117億 5038万 5千円	3億 6743万 4千円	121億 1781万 9千円
			平成16年度長野県企業特別会計補正予算
会計名	既決予定額	補正予定額	計
病院事業会計(第1号)	227億 1346万 7千円	1億 8900万 円	229億 246万 7千円
ガス事業会計(第1号)	65億 3736万 5千円	3億 円	68億 3736万 5千円
合計	431億 3059万 8千円	4億 8900万 円	436億 1959万 8千円

財政改革チーム

長野県告示第562号

平成16年10月8日成立した平成16年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

平成16年度長野県一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	2372億 7700万 円	17億 6877万 2千円	2390億 4577万 2千円
9 国庫支出金	1352億 6791万 4千円	4億 9989万 5千円	1357億 6780万 9千円
歳入合計	8798億 8325万 7千円	22億 6866万 7千円	8821億 5192万 4千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	14億 3703万 3千円	277万 7千円	14億 3981万 円
2 総務費	383億 4788万 4千円	9331万 6千円	384億 4120万 円
3 民生費	676億 7920万 3千円	4775万 7千円	677億 2696万 円
4 衛生費	202億 7083万 8千円	4596万 4千円	203億 1680万 2千円
5 労働費	45億 8101万 6千円	1391万 7千円	45億 9493万 3千円
6 生活環境費	57億 7328万 8千円	2281万 5千円	57億 9610万 3千円
7 農林水産業費	565億 7184万 6千円	1億 2757万 6千円	566億 9942万 2千円
8 商工費	717億 8736万 1千円	2315万 4千円	718億 1051万 5千円

9 土木費	1325 億 7336 万 8 千円	1 億 852 万 円	1326 億 8188 万 8 千円
10 警察費	428 億 9533 万 6 千円	3 億 940 万 6 千円	432 億 474 万 2 千円
11 教育費	1964 億 2716 万 3 千円	14 億 7346 万 5 千円	1979 億 62 万 8 千円
歳出合計	8798 億 8325 万 7 千円	22 億 6866 万 7 千円	8821 億 5192 万 4 千円

平成16年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	837 万 4 千円	41 万 2 千円	878 万 6 千円
歳入合計	4 億 3237 万 7 千円	41 万 2 千円	4 億 3278 万 9 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 県営林経営費	4 億 3237 万 7 千円	41 万 2 千円	4 億 3278 万 9 千円
歳出合計	4 億 3237 万 7 千円	41 万 2 千円	4 億 3278 万 9 千円

平成16年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	計
病院事業会計(第2号)	229 億 246 万 7 千円	7407 万 5 千円	229 億 7654 万 2 千円
電気事業会計(第1号)	51 億 455 万 4 千円	417 万 4 千円	51 億 872 万 8 千円
ガス事業会計(第2号)	68 億 3736 万 5 千円	611 万 7 千円	68 億 4348 万 2 千円
水道事業会計(第1号)	85 億 3495 万 円	511 万 円	85 億 4006 万 円
観光事業会計(第2号)	2 億 4026 万 2 千円	19 万 7 千円	2 億 4045 万 9 千円
合計	436 億 1959 万 8 千円	8967 万 3 千円	437 億 927 万 1 千円

財政改革チーム

長野県告示第563号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成16年6月1日から平成16年9月30日まで
- 3 作業地域 下伊那郡阿南町、木曽郡上松町、下高井郡山ノ内町

監理課

長野県告示第564号

御代田町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点、3級基準点、3級水準点)
- 2 作業期間 平成16年10月8日から平成16年12月22日まで
- 3 作業地域 北佐久郡御代田町中部

監理課

長野県告示第565号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年10月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 中津川南木曽線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町大字吾妻1786番の3地先から 木曽郡南木曽町大字吾妻1816番の9地先まで	旧	m 29.2~50.8	km 0.1760
同上	新	30.9~50.8	0.1760

道路維持課

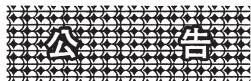
長野県長野地方事務所告示第5号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成16年10月4日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成16年10月14日

長野県長野地方事務所長 金井範夫
 住所 名称
 上水内郡牟礼村牟礼2704 柳沢英雄

会計課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁非常用自家発電設備整備点検作業一式

(2) 役務の特質

長野県庁舎の非常用自家発電設備3台（議会増築棟 1,000 KVA、西庁舎 750KVA、西庁舎電算用 500KVA）の整備点検作業

(3) 履行期間

契約締結日から平成16年12月15日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する

金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に1,000KVA以上の非常用自家発電設備に係る整備点検作業の元請契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年10月25日 午後3時

イ 場所 長野県庁 本館2階 入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成16年10月20日（水）午後5時までに提出してください。なお、提出した書類の内容等について不備な事項等があった場合は、開札日の前日までに入札に参加を希望する者の負担において当該書類の再提出を行うなど完全な説明をしてください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当